

第百十四回国会 社会労働委員会 議録 第六号

六月七日

津島雄二君委員長辞任につき、その補欠として丹羽雄哉君が議院において、委員長に選任された。

平成元年六月十五日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 丹羽 雄哉君

理事 伊吹 文明君
理事 戸井田三郎君
理事 栗山 明君
理事 田中 慶秋君
理事 栗屋 敏信君
理事 石破 茂君
理事 尾形 智矩君
理事 木村 義雄君
理事 古賀 誠君
理事 笹川 堯君
理事 高橋 一朗君
理事 津島 雄二君
理事 三原 朝彦君
理事 川俣健二郎君
理事 村山 富市君
理事 新井 彬之君
理事 伏屋 修治君
理事 塚田 延充君
理事 田中美智子君

委員外の出席者

労働省政務次官 宮島 渥君
労働大臣官房長 若林 之矩君
労働省労働局長 岡部 晃三君
労働省労働基準局長 野崎 和昭君
労働省職業安定局長 清水 傳雄君
労働省職業安定局次長 齋藤 邦彦君
労働省職業能力開発局長 甘粕 啓介君
労働省労働政局労働課長 山中 秀樹君
社会労働委員会調査室長 滝口 敦君

委員の異動

六月三日

辞任 近藤 鉄雄君
補欠選任 藤本 孝雄君
辞任 自見庄三郎君
補欠選任 石破 茂君
辞任 長野 祐也君
補欠選任 栗山 明君

同月六日

辞任 古賀 誠君
補欠選任 伊東 正義君
同月七日 伊東 正義君
補欠選任 古賀 誠君

同月九日

辞任 尾形 智矩君
補欠選任 山口 敏夫君
同日 古賀 誠君
補欠選任 松本 十郎君

同日

辞任 松本 十郎君
補欠選任 古賀 誠君

同月十四日

山口 敏夫君
補欠選任 尾形 智矩君
辞任 石破 茂君
補欠選任 龜井 静香君
辞任 尾形 智矩君
補欠選任 森 清君
辞任 古賀 誠君
補欠選任 田原 隆君
辞任 川俣健二郎君
補欠選任 関山 信之君
辞任 塚田 延充君
補欠選任 小沢 貞孝君

同日

龜井 静香君
補欠選任 石破 茂君
辞任 田原 隆君
補欠選任 古賀 誠君
辞任 森 清君
補欠選任 尾形 智矩君
辞任 川俣健二郎君
補欠選任 関山 信之君
辞任 塚田 延充君
補欠選任 小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君
補欠選任 北村 直人君
辞任 小沢 辰男君
補欠選任 加藤 卓二君
辞任 尾形 智矩君
補欠選任 鈴木 恒夫君
辞任 戸沢 政方君
補欠選任 村山 富市君
辞任 田邊 誠君
補欠選任 草川 昭三君
辞任 吉井 光照君

同日

加藤 卓二君
補欠選任 尾形 智矩君
辞任 北村 直人君
補欠選任 小沢 辰男君
辞任 鈴木 恒夫君
補欠選任 戸沢 政方君
辞任 村山 富市君
補欠選任 田邊 誠君
辞任 草川 昭三君
補欠選任 吉井 光照君

同日

理事長野村也君同月三日委員辞任につき、その補欠として野呂昭彦君が理事に当選した。

同日

理事長野村也君同月七日委員長就任につき、その補欠として栗山明君が理事に当選した。

同日

理事長野村也君同月三日委員辞任につき、その補欠として野呂昭彦君が理事に当選した。

同日

五月二十六日

加工食品の表示の適正化に関する法律案(丸谷金保君外二名提出、参法第二号)(予)

六月五日

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出第七六号)(予)

同月十二日

療術の制度化促進に関する請願(天野光晴君紹介)(第二三九八号)
看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(池端清一君紹介)(第二三九九号)
同(安藤巖君紹介)(第二五八三号)
同(石井郁子君紹介)(第二五八四号)
同(若佐恵美君紹介)(第二五八五号)
同(浦井洋君紹介)(第二五八六号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五八七号)
同(金子満広君紹介)(第二五八八号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二五八九号)
同(工藤晃君紹介)(第二五九〇号)
同(見玉健次君紹介)(第二五九一号)
同(佐藤祐君紹介)(第二五九二号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二五九三号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二五九四号)
同(田中美智子君紹介)(第二五九五号)
同(辻第一君紹介)(第二五九六号)
同(寺前巖君紹介)(第二五九七号)
同(中路雅弘君紹介)(第二五九八号)
同(中島武敏君紹介)(第二五九九号)
同(野間友一君紹介)(第二六〇〇号)
同(東中光雄君紹介)(第二六〇一号)
同(不破哲三君紹介)(第二六〇二号)
同(藤田スミ君紹介)(第二六〇三号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二六〇四号)

同(正森成二君紹介)(第二六〇五号)
同(松本善明君紹介)(第二六〇六号)
同(村上弘君紹介)(第二六〇七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六〇八号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六〇九号)
国立病院・療養所の看護婦宿舍改善に関する請願(池端清一君紹介)(第二四〇〇号)
国立腎センター設立に関する請願(石井一君紹介)(第二四四一号)
小規模障害者作業所の助成等に関する請願外十三件(大野潔君紹介)(第二四四二号)
同(川俣健二郎君紹介)(第二四四三号)
同(竹入義勝君紹介)(第二四四四号)
同外六件(塚田延充君紹介)(第二四四五号)
同(沼川洋一君紹介)(第二四四六号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第二四四七号)
同(伏木和雄君紹介)(第二四四八号)
同(持永和見君紹介)(第二四四九号)
同(矢野絢也君紹介)(第二四五〇号)
同(吉井光照君紹介)(第二四五一号)
国民年金等公的年金の改悪反対に関する請願(山花貞夫君紹介)(第二四七六号)
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二四七七号)
同(麻生太郎君紹介)(第二五五一号)
同(川崎二郎君紹介)(第二五五二号)
同(谷垣禎一君紹介)(第二五五三号)
年金制度の改悪反対等に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第二四七八号)
同(安藤巖君紹介)(第二五八一号)
年金の改悪反対に関する請願(塚田延充君紹介)(第二四八三号)
年金の改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第二五二三号)
同(石井郁子君紹介)(第二五二四号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二五二五号)
同(児玉健次君紹介)(第二五二六号)
同(田中美智子君紹介)(第二五二七号)
同(辻第一君紹介)(第二五二八号)

応しまして活力ある社会を築くために、高齢者の雇用対策を積極的に推進してまいります。また、地域における雇用機会の開発、パートタイム労働者の雇用の安定のために、総合的な対策を講じてまいります。また、労働時間短縮は、政府全体として取り組むべき課題となっております。私は、週休二日制の普及や週四十時間労働の実現と普及に努めてまいりたいと思っております。さらに、労働者の安全衛生確保対策、経済社会の変化に対応する職業能力開発対策を積極的に推進してまいります。

委員長初め委員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○丹羽委員長 官島労働政務次官。
○宮島(選)政府委員 労働政務次官を再度拝命いたしました宮島選でございます。

ただいま堀内労働大臣から申し上げましたように、今日の我が国経済社会の発展を支えてきたものは、勤労者一人一人の努力であります。経済の構造調整、国際化、さらには社会の高齢化など大きな変化が進行しつつある今日、働く人たちの雇用の安定を図り、豊かな生活を実現するための労働行政は、その重要性を増すとともに、的確かつ迅速な対応が求められています。

私は、労働行政が国民生活の安定と向上に果たす役割の大きさに堪え、大臣とともに全力を挙げて、積極的な行政の推進に取り組んでまいり所存であります。

委員長初め、委員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○丹羽委員長 内閣提出、日本労働協会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。永井孝信君。

○永井委員 今議題になっております労働協会法の改正案に対して、非常に短い時間ではあります。ポイントについてのみ質問をしてみたいと思っております。

まず、さきの委員会におきまして、この改正法案の提案理由が説明をされたわけでありましたが、今回あえてこの法律を改正しようとする理由につきまして、いまいし具体的に御説明を願いたいと思っております。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。

協会は、昭和三十三年でございすが、労使間に先鋭な対立が見られたような社会情勢を背景といたしまして、労使及び国民一般の労働問題に対する理解を培い、近代的な労使関係を形成をするというのを企図して設立されたものでござい。この間の活動を通じて、協会は、労働問題に関する各方面の理解の促進あるいは諸外国の労働問題を通じて対日理解の促進、労働問題研究者の養成というようなことに貢献をしてまいりました。

しかし、御承知のとおり近年の労使関係の成熟化、安定化、労働問題の多様化といった環境の変化の中で、協会の果たすべき役割は設立当初に比べて大きく変容を見ているわけでございます。一方におきましては、労使関係の成熟化の様相、他方におきまして技術革新あるいは産業構造の変化、経済活動の国際化が進展したわけでございます。また、労働力の高齢化、就業形態の多様化というふうなことが進行いたしました。労働市場の需給両面にわたっての大幅な構造変化が進んだわけであり。このような社会経済環境の変化にこたえ得るようには協会の事業の見直しが必要となったわけでございます。

〔委員長退席、栗山委員長代理着席〕
労働省におきましては、昭和六十三年の一月から七月にかけて、日本労働協会のあり方に関する研究会を開催いたしました。関係各者から

意見を徴して検討してきたわけでございます。

その結果に基づきまして、まず労働問題についての総合的調査研究機関としての調査研究事業を拡充する。そのために、日本労働協会と雇用職業総合研究所を統合する。それから二番目に、情報収集、提供機能の拡充を行う。三番目に、国際交流事業の拡充を行うこととした今回の改正の原案が形づくられるようになってまい。このよう経緯でございます。

○永井委員 今御説明いただいたわけでありすが、この労働協会法というのは本当に非常に特殊な法人なんですね。法律に基づいて設立されている法人はたくさんありますけれども、その中でもまさに特異な性格を持つていて私は思うのであります。この特殊法人は、労使関係を主要なテーマにしているからとりわけ特殊な法人になっていて私は思うのであります。それはともかくとして、この日本労働協会法というのは、実は振り返って見ますと、かつて二大政党時代、いわゆる自社という二大政党時代の対決の中で成立した法律であります。その成立の過程では極めて特殊な問題を秘めておったことは、御承知のとおりだと私は思うのであります。

少し当時を振り返ってみたいと思うのであります。昭和三十三年四月九日の議事録を持っております。昭和三十三年四月九日の議事録であります。当時この衆議院社会労働委員会における討論の中で、前副議長の我が党の多賀谷真穂先輩が反対討論に立つておられますが、その反対討論の骨子というのは、あえて御紹介申し上げておきます。第一に、政府が協会の設立しようとした動機とねらい。第二には、政府の労働基本権や労働運動に対する態度。第三に、法律に見た場合の問

題として、政府への法人の従属性。つまり、労働大臣がこの協会の人事権を掌握していること、業務上では事業計画の認可及び業務に関する監督命令権を持つていること、さらに予算、決算についても認可権を有しているというように、法律上は協会が全く労働大臣の従属機関となっているわけ

です。そして第四に、戦後における歴代の反労働者政策の総仕上げともいえるべきものだというふうに、当時、多賀谷前副議長は断定をされているわけでありすが、その中にこういう言葉があります。いわゆる戦前「産業報国会を唯一の労働組織として改変せしめた当時の責任者の一人として岸さんが、この法案の制定当時総理大臣として提案されているわけですね。したがって、労働協会が戦前の産業報国会のような役割を果たすようになることへの懸念ということを指摘をされているわけであり。

そこで、お尋ねいたしますけれども、労働省としてはこのような立法経過について現在どのような受けとめていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

○岡部政府委員 先生御指摘のとおり、この法律の昭和三十三年の制定に際しまして、協会の自主性、中立性につきましてはいろいろな懸念が表明されたという経緯につきましては、私も十分に承知をしております。このため労働省といたしましては、それ以後一貫いたしまして、協会の業務運営についての自主性、中立性の尊重ということにつきましては万般の意を用いてきたところでございまして、その点につきましては今後とも姿勢が変わるところはございません。

○永井委員 今説明がありましたように、この日本労働協会法においては、他の特殊法人の場合には見られないようないろいろな特別な措置が講じられているわけですね。その柱となるのが第三十五条だと思っておりますが、その第一項では「協会は、労働大臣が監督する」と規定されています。第二項では、労働大臣の監督上の命令権が規定されているものの、それには「特に必要があると認めるとき」という限定がつけられています。その上、第三項において「前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない」と規定されているわけですね。このように明文をもって自主性の尊重、不当干渉の排除が規定されているのは、まさに異例の措置

だと私は思うのです。他に例がありません。

そのほか第四條、つまり独自の財源を確保するため十五億円の基金に関する規定、そして第十三條及び第十五條、つまり協会の中立性を確保するため、役員については「労働問題に關し、公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命する。」こととして、議員や公務員、政党政員などを排除するという規定、さらには第二十二條におきまして、つまり第十條により設置される理事会のほかに、その理事会の諮問機関として学識経験者で構成する評議員会を置くという規定などが置かれていくわけですね。

労働協会発足後の足取りを見ますと、調査研究、教育などの事業においてどうやら大きな問題が生じたということは聞いておりません。全体としては、我が党が当初厳しく指摘してまいりました点に十分に配慮されて運営されてきたものと思っております。しかしだからといって、この法制定の当時の経過や今具体的に指摘したような条文の趣旨をそのまま忘れてしまつていいというものではないと思うのであります。

ところで、今回の法改正の直接のきっかけというのは、昭和六十一年、総務庁の特殊法人に関する調査結果に基づく勧告であろうと私は思うのですが、この勧告では「社会経済環境の変化に即した協会の活性化の観点から、協会の業務内容、要員配置等を全般的に見直す必要がある。」と指摘しているわけですね。提案理由の説明でもそのように触れられているわけでありまして、この法律の制定当時は、確かに労使関係を含めて激動の時期でありました。その後今日までの間に大きな社会経済環境の変化があったことも確かでありま

（栗山委員長代理退席、委員長着席）

そして、このような変化があつても法の第三十五條第三項等の規定の意義、重要性というものは全く変わりがないということを確認しておきたいと思うのですが、どうでございますか。

○岡部政府委員 先生お述べになりました法三十

五條三項、すなわち労働大臣の監督上の命令でございしますが、これは「協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない。」という規定でございしますが、これは協会の業務運営を協会の自主性にゆだねるということで、協会活動の中立性に対する国民一般の信頼を獲得するということを目的として設けられた規定であると承知をいたしております。

この規定の意義は、まさしく新機構においても変わることはないこととてございします。また、同じ意味合いでございしますが、自主性、中立性を担保するためのいろいろな措置、例えば役員人事に関する規定あるいは理事会、評議員会に関する規定、これにつきましても、これは新しい法律においても引き継がれているわけとてございまして、その意味内容、意義も変わるところはないというふうな考えでおります。

○永井委員 今、この労働協会の自主性、中立性の問題につきましても総括的な質問をしたわけでありましたが、中身について具体的にちよつと触れてみたいと思うわけでありまして。

まず、労働大臣の監督権についてであります。この労働協会の監督権は、この当時の議事録を見ますと、第三十五條第三項については、もつとも具体的なやりとりが行われているわけですね。例えば昭和三十三年四月二十三日に行われた参議院の社会労働委員会として大蔵委員会の連合審査の記録を見ますと、政府は次のように言っています。第一に、労働大臣が協会に対して持っている監督権は、財務、会計及び法違反のある場合に限定される。第二には、したがつて、所期の目的、業務の範囲内においては協会は自主的に運営できるものであり、業務の内容は民間人の自主性にゆだねる建前となつてゐる。第三に、協会が政府の方針と異なることを行つてもそれはやむを得ないこととて、干渉しない。第四に、こういうことをやらなければならないと言ひ、あるいはやつてはならないと言ふことは、両方とも自主性に関する不当干渉であるなどと、当時明確に答弁して

いるわけですね。もちろん、協会が法律の趣旨、目的を離れて何をやつてもよいというわけではなないのでありましようが、かつて確認したこれらの考え方については、労働協会が新機構に移行したとしても変わりはないものと受けとめてよろしいかどうか、お伺いをしたいと思います。

○岡部政府委員 労働大臣が協会に対して持つておる監督権についてのお尋ねでございしますが、これは過去のものもろの解釈についてそのような御議論を踏まえて私どもも考えていきたいと思つております。したがらしまして、専ら法違反がある場合、それから財政上の問題がある場合にこの監督権が発動されるものである、そういうふうな限定されるものであるというふうな考えをいふところとてございまして、具体的内容につきましては御指摘のとおりと存じます。

○永井委員 次に、役員の選任についてお伺いをしたいと思います。会長については労働大臣が任命することになつてゐるわけですね。協会の設立以来の経過を見ますと、初代が元文部大臣前田多門先生、そしてその次が元一橋大学の学長の中山伊知郎先生、その次が元東京女子大学学長の岡谷三喜男先生、そして現在の元慶応大学の産業経済研究所長辻村太郎先生というふうに、歴代、振り返つてみますと著名な学者が任命されておるわけですね。これは、この法律に照らして当然なことだと私は思います。今後もしそのような人選が行われなければならないと思うのでありますが、改正案では、理事長ポストというものが新設されることになつてゐます。つまり、労働大臣は、会長のほかに、会長の補佐役としての理事長をも任命することにしてゐるわけですね。

そこでお尋ねするのでありますが、この新機構においては、このように理事長ポストを新設することは一体どこに理由があるのか、それをまずお伺ひしたいと思います。

○岡部政府委員 新しい機構は、七十一名の常勤的な研究員、それから七名の非常勤研究員を擁して、労働問題に關しまして総合的な調査研究を行

うことにしてゐるわけとてございします。その成果というものは、広く労使あるいは国民一般に提供されるわけとてございします。したがらしまして、御指摘のように機構の会長にはこの多数の研究員を統括いたしまして研究活動をやつていただく、そしてまた、国民の信頼を得るに足る高い学識経験を有する方を広く求めて任命を行つていくという必要があることは当然のこととてございします。

そこで、お尋ねの理事長ポストでございしますが、この役員が従来の日本労働協会に比べまして倍増するわけとてございします。予算額も大幅に増になるわけとてございします。そういうような拡大が行われるわけとてございします。このような非常に大きい機構を扱ういわばマネジメントを適切に図るという観点から新たに理事長職を設けたわけとてございまして、それによりまして機構の事業遂行に遺漏なきを期したい、こういう考え方とてございします。

○永井委員 おおむね理解できるわけとてありますが、この理事長の任命についても、従来会長について取り扱われてきたと同様の慎重な人選が当然なされるべきものだと考えますが、それはどうでございしますか。

○岡部政府委員 理事長につきましては、労働問題に關しまして公正な判断をすることができ、かつ深い学識経験を有する者の中から機構のマネジメントを担当するにふさわしい、そのような力量を持った経験者を充てていきたいというふうに考えております。

○永井委員 今の御答弁からいきますと、実務の統括者として理事長を置くということに受けとれるわけですが、会長及び理事長の人選では、実務の統括者たる理事長が、新機構の運営におきまして、会長の補佐役という立場を超えて独走することのないよう十分配慮するように、私は重ねて強く要望しておきたいと思ふわけとてあります。

さて、従来、会長は別として、他の役員、つまり監事及び理事については、その大部分が、調査をしてみますと労働省の出身官僚になつてゐるわ

けです。特殊法人への天下りは、それ自体が大きな政治的問題になりました。社会的にも問題になってまいりました。そういうことがありますが、これには是正していかなくてはならないと私は思うのであります。

ところで、特殊法人の役員の選考については、昭和五十二年十二月二十三日の閣議決定というものがござります。この閣議決定におきましては、「公庫公団等特殊法人の役員の選考に当たっては、広く各界有識者の中から適任者を選出するとの見地から、今後、特に次の事項に留意するものとする。」というふうにして幾つかの事項が挙げられているわけでありまして、そのうちの「一」に「特殊法人の業務内容を勘案し、民間からの登用を積極的に推進すること。」というものがござります。また、これを受けて政府は昭和五十四年十二月十八日、その運用方針について閣議了解をいたしていますが、その中では、「全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする。この目標を達成するため、主管省庁及び各特殊法人においては、法人の業務内容等に応じ、民間人等の起用について一層努力するものとする。」とされているわけですが、この労働協会の場合には、たとえ雇用職業総合研究所と合併し新機構に移行したとしても、先ほど確認しましたように、その自主性、中立性が十分尊重される中で事業運営が行われていかなければならないことは当然であります。

そこで、今後の役員の登用に当たっては、中立、公正な人に就任してもらうこと、あるいは中立、公正を確保できるような役員構成に十分配慮するということが必要であって、幅広く人材を求めていくべきではないかと思うのですが、これについては具体的にどうお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

○岡部政府委員 この機構の役員の問題でござりますが、労働問題に關しまして公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者の中

から任命することとしていくわけでございます。従来から、学界、民間を含めまして、幅広い分野から人材を登用してきたところでござりますが、新機構においても当然この方針に変わりはないというふうにお考えしております。

なお、労使を初めといたしまして、各界の御意見の反映でござりますが、評議員会制度が活発に動いておりまして、機構の事業の運営に反映をさせていきたいというふうにお考えしております。

○永井委員 私の質問に対して、求めている内容についてそれなりに答弁をいただきました。それについては評価をしておきたいと思っております。さて、これに関連しましてもう一点、意見も交えて質問しておきたいと思うわけであります。

臨調の第三次答申では、「役員の選考については、既往の閣議了解に基づく措置を徹底し、特に組織の活性化を図るため、内部からの登用を推進する。また、部長等中間管理職についても、法人の人事運用の実態に応じて内部登用を推進する。」というふうにおっしゃっているわけですね。また、臨調最終答申におきましても「職員からの管理職等への登用を一層推進する。」というたわわてあります。

私も、組織の活性化あるいは職員の士気の高揚という観点から内部登用を推進することは極めて大切なことだと考えています。臨調答申のこの部分に限って言えば私は賛成であります。しかし、臨調答申そのものが政治的にも大きな問題になってきましたように、臨調答申の中身について全体的に言えば国民の批判を受けるようなものが非常に多々ございまして、そのいい部分については実行を必ずしもしないで、国民から批判を受けるような面については強引に推し進めてきたのではないかと私は思うのです。これは今度の労働協会法の関係だけではなくて、民活を含めていろいろな問題がありますが、そういうことは許せないことだと私は思います。

そこで、新機構に移行することを契機にして、役員について職員からの内部登用が積極的に検討

されてしかるべきだと思っておりますが、これはひとつ労働大臣としての認識をお尋ねしてみたいと思うわけであります。

○堀内国務大臣 先ほどから労働局長が御答弁申し上げているように、この設立の経緯その他から考えてまいりましても、委員からのいろいろな御指摘、ごもつともな面が非常に多いと思っております。そういう意味で、先ほど労働局長から御答弁申し上げたように、機構の役員は幅広く人材を登用していくことにいたしております。御指摘の内部登用も十分念頭に置きつつ検討してまいりたいと思っております。

○永井委員 とりわけ労働大臣は、この社会労働委員会の委員長もされた豊かな経験をお持ちになつていらっしゃるわけですから、ひとつそういう経験をフルに生かして厳正に、そして所期の目的が達成できるようにお願いしておきたいと思うわけであります。

さて、その次であります。協会の自主性、中立性ということと保障するための問題でありまして、役員に人材を得るといっただけではなくて、いわゆるひもつきではない財源が必要だと私は思うのです。昭和三十三年の法の制定当時、これまた過去の経過を振り返って恐縮ですが、衆議院社会労働委員会における審議の中で当時の石田労働大臣が、基金設定方式をとった理由について次のように言われております。

この仕事をやって参ります場合におきましては、公正な、そして同時に労働問題について十分の知識と経験を持つておる人を得ることが一番大切であります。そのよい人を得るといふことのために、その団体の安定性を確保しなければなりません。今までの補助金方式で参りますと、そのときの政府の考え方によって補助金が増減がある、ひいてはそれが全廃されることもあり得る、そういう不安定な状態のもとにおいて、すぐれた人は得にくいのでありますから、事業の安定性を確保いたしますために、最小限度の費用は捻出される基金制度をとった

次第であります。このように当時石田労働大臣は答弁されているわけですが、加えて、このような観点から協会独自の財源を確保するために十五億円の基金が設けられているわけですね。

また、この十五億円の基金については、当時衆議院の社会労働委員会における同じ討論の中におきまして、当時の自由民主党を代表して賛成討論に立たれた田中正巳議員がこう言われております。「本協会のごとき重要かつ多方面なる任務を持つ協会がその基金として有するところが若干少な過ぎることを思い、今後政府はこの基金の増額につき予算的措置を逐次おとりになることを希求」する、こう言われているわけですが、私は、これは非常に重要な指摘だったと思うわけであります。

ところが、そういう経過があるにもかかわらず、この十五億円の基金というものはその後一向に増額されていなかったのであります。現在も十五億円のままであります。このため昭和三十七年度から事業委託費が導入されまして、さらに昭和四十一年度から一般会計、さらに昭和六十一年度から特別会計からの補助金が導入されたわけですが、なせ十五億円の基金が増額されてこなかったのか。そのためにこういう補助金が導入されることになったわけでありまして、その間の事情について具体的に詳しく説明を願いたいと思うわけであります。

○岡部政府委員 協会設立に当たりまして、十五億円から成る基金を設けまして、その運用収入によつて事業に必要な財源を賄うこととして安定的な事業の運営に当たりたい、このような念願のもとに当初十五億円の基金ということで出発したわけでございます。しかしながら、御承知のとおりその後インフレと申しますか、貨幣価値に非常に変動があつたわけでございまして、それからまた政府における財政難というふうな事情も相重なりまして、昭和三十七年度から事業委託費を導入し、また昭和四十一年度から国庫補助金を導入するというところで協会のやりくりを行うに至つたわ

けでございす。政府といたしましては、このような財政の方式は当初の基金構想ということから若干ずれてまいったわけでございす。その当時の財政状況としてやむを得なかったものではないかというふうに考えていることとございす。

なお、具体的はこの金額等につきましては、関係課長の方から申し述べます。

○山中説明員 昭和三十七年、受託事業収入は五百二十万二千円を当初導入しております。国庫補助金収入につきましては、昭和四十一年当初、六千万円の補助金を受けております。

以上でございす。

○永井委員 私、この法律を制定した当時の経過からいまして、あえて当時の石田労働大臣の答弁を読み上げたわけでありますが、もう一回言いますよ。この仕事をやってまいります場合におきましては公正でなければいかぬ、そして労働問題については十分な知識と経験を持つ人材を集めなければいかぬ、しかし、それが具体的に実現するためには補助金方式ではだめなんだ、補助金方式でいくとそれがふえたり減ったり、あるいは時の経済状況によって全廃されることもあり得る、そういう不安定な状態では人が集まってくれないではないか、このことを当時の石田労働大臣は強く懸念をされて、この基金という制度を設けることの必要性を説かれていたわけですね。ところが、昭和三十三年から現在平成元年まで、もう三十年たっているわけですね。三十年間の貨幣価値は一体どうなつたか、事業の内容はどのように拡大していったか、あるいはどのように深化していったか、こう考えていったときに、今局長からも課長からも答弁がありましたけれども、当時の十五億円という基金が一銭もふえずに、やむを得ず業務委託費を導入してみたり、あるいは補助金を導入してみたりということでは、法の制定当時の趣旨からいって、当時の石田労働大臣が非常に厳しい認識のもとに提起をされました内容からいって、少しゆがんできたのではないかと、こういう心配があるからあえて尋ねているわけでありまして、補

助金が悪いということだけじゃなくて、本来は大蔵省ももっと積極的な対応をすべきではなかったか、こういうふうに思うのですが、これはどうでございましょう。

○岡部政府委員 先生が引用をされました石田労働大臣の答弁にもございすように、補助金というのはふえたり減ったり、あるいは全廃されたりするようないろいろ不安定なものである、したがってそのようなことでは優秀な人材を集めていい研究ができないじゃないか、こういうふうなことが骨子であろうかと思うのでございす。その点私どもも、補助金があるときとないときでふえたり減ったりするということもあっても避けねばならぬことであるというふうに考えております。その点、その方式の別はございすけれども、協会の、あるいはまた新機構の業務運営に支障を来さないように、そのような補助金の増減が恣意的に行われるというふうなことがないように、その点は万般の注意を払ってまいりたいということとはここで答え申し上げておきたいと思ひます。

○永井委員 大臣、よろしいですか。総務庁が行政監察として、労働協会の広報事業について指摘をしているわけですね。この指摘事項はたくさんあるのですが、その中で、「OA時代のパソコン・オフコン入門」という本を例に挙げまして、「最近における出版物の中には、労働問題との関連が低いものも発行されているなど協会の設立目的に即応していないおそれがあるものが認められる。」こう言っているわけですね。「したがって、労働省は、協会に対し、出版事業については、協会の設立目的及び協会に国庫補助金が交付されていることに照らし出版しなければならぬものに限定する等の合理化を図るよう指導する必要がある。」とも注文をつけてきているわけですね。確かに「OA時代のパソコン・オフコン入門」というような本は必ずしも労働協会の出版すべきものではないのかもしれない。しかし、この行政監察報告の中でも「出版の方針として、協会では、①協会の調査研究の成果、②民間企業では採算のとれにく

い労働問題に関する学術書並びに③労使及び国民一般に労働問題に関する理解と良識を培うために必要な図書を発行することとしている。」とあるとおりでございす。したがって、この総務庁の指摘をそのまま素直に私は受け取ることはできないのですよ。歯にきぬ着せぬに言いますと、政府は国民から見れば一つであつて、その各省庁にそれぞれ任務、権限からいって細線があるのだから、それぞれがそれぞれ、ともかくにも行政監察をした以上は何かひかつかつていかなければいかぬというふうには私は受け取れるわけですね。これはひとつ労働大臣としてしっかり受けとめておいてもらいたいと思ひます。

ところで、その労働協会の収入の内訳の推移を見ますと、当初はほとんどが基金運用収入だったわけですね。間もなくして事業収入の拡大に迫られてきたわけですね。そして、その後それでも事業運営が困難になつてきた。これは基金がふえてこなかったからですね。そして、昭和四十年代に入ると国庫補助金が導入された。これらの収入のうち基金運用収入と事業収入とを比較しました場合には、昭和四十四年ごろには事業収入の方が基金運用収入を上回ることになって、昭和六十二年で基金運用収入は国庫補助金を含む収入全体のわずか六・七%を占めるにすぎなくなつてしまつていくわけですね。事業収入の五分の一程度にまで落ち込んでしまつていくわけですね。つまり、この総務庁が指摘しました出版事業の問題点というのは、基金の増額という措置がとられずに、国庫補助金の導入があつたものの、労働協会が収益事業に力を入れないでいるように追い込まれた結果ではないかと思ひます。そのことの一番根源を見ず、一つ一つの問題、枝葉末梢の問題について行政監察の指摘ということだけで受けとめるわけに私はいかないと思ひます。

しかも、協会法の第二十七条によりますと、労働大臣は毎事業年度労働協会が作成した予算及び事業計画について認可することになつていくわけですね。それだけではなくて、この認可に際しては第三十七条により「大蔵大臣と協議しなければならぬ。」というふうになつていくわけですね。したがって、この事業の内容あるいは事業の推進ということについても財源措置についても、労働省だけではなくて大蔵省も承知の上の話であつて、それどころか、総務庁もこういう事情を知らないはずはないと思ひます。基本的には基金運用収入で経費を賄っていくべきものとして設立された労働協会ではありますけれども、その後この法律の趣旨が多岐にわたつてきた。そのことによつて労働協会の自主性、中立性が大きく損なわれてしまつたと思ひます。この点については大変遺憾だと思ひます。この点については大蔵省関係当局に私は厳しく反省を促しておきたいと思ひます。

さて今回、いわば一般の特殊法人である雇用促進事業団、その附属機関である雇用職業総合研究所との合併を契機にいたしまして国庫補助金が大幅にふえるということになると思ひます。このことは、これを契機に労働協会法制定当時の精神あるいは当初基金を設けたときの精神が否定されてしまふのでは、承服ができないわけでありまして、そこで、重ねて質問するわけでありまして、新機構への移行に伴い財政基盤に変化が生じるといふにしても、これによつて労働協会発足当初の精神が損なわれることのないように引き続き十分配慮がされなければならぬと思ひます。その点についてはひとつ大臣から明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○堀内国務大臣 お答えいたします。

先生のおっしゃるとおり、基金運用による運営が一番理想的であることは申すまでもございませうが、実情は補助金の支給ということによつて変化を来しております。この機構に對しまして、そういう意味でその運営に必要な経費の一部に充てるために補助金が交付されることになつておりますが、機構の業務内容自体については機構自体において自主的に決定をされまして、政府はこれ

に不当な干渉をしないということにされております。法第三十五条第三項、先生がおっしゃる通りでございます。そういう意味で、中立性を損なうことがないようなものにしつかりたいと思っております。また、御指摘の趣旨は十分に念頭に置きまして、機構の活動を支援してまいりたいと思っております。

○永井委員 次に、この新機構の今後の事業内容について質問を申し上げたいと思うわけであります。

日本労働協会の事業内容を見直し、雇用促進事業団雇用職業総合研究所との再編・統合を行うことにより、労働問題に関する総合的調査研究機関とし、あわせて情報提供機能及び国際交流機能の拡充を図るというふうになっているわけですね。その情報機能の拡充についてはどのように考えられているのか、これがまず一つ。私は、この新機構の調査研究の成果や収集した情報というものは、労使関係者は言うまでもなく、広く国民一般に還元すべきものだと思うのでありますが、労働省としては一体どのような形、どのような方法で国民に提供されることを期待しておられるのか、この点について考えを聞きたいと思っております。

○岡部政府委員 近年の技術革新あるいはまた産業構造の変化、経済活動の国際化あるいはまた労働力の高齢化、就業形態の多様化、さまざまな問題が生じているわけでございます。こういう労働問題を解決していくためには、労使初め国民全体に労働問題に関する確な理解をちょうだいすることが肝要でございます。したがって、新機構に蓄積されました研究成果、情報、資料というふうなものは、広範かつ即時に提供されるべきものであると考えております。

具体的には、各種出版あるいはビデオ、オンラインシステムの構築、多様なメディアを駆使いたしまして、情報提供が積極的に行われますよう、私どもこれに配慮してまいりたいと考えております。

○永井委員 次に、国際交流についての問題であ

りますが、国際化の進展は非常にテンポが速い、変化の激しさというものは目をみはるものがあります。国際比較の複雑化ということについても、最近の情報の中でいろいろなことが出てまいっておりますが、今日のこの状況からしまして、海外労働事情の調査の拡充はだからこそより必要だと私は思うのでありますけれども、これはどうでございましょうか。

さらに、先ほど触れました総務庁の行政監察報告の中でも、「出版の方針として、協会では、①協会の調査研究の成果、②民間企業では採算のとれにくい労働問題に関する学術書並びに③労使及び国民一般に労働問題に関する理解と良識を培うために必要な図書を発行することとしている。」と指摘されているわけですね。私は、この海外労働事情についてはこれこそ採算のとれにくい問題だと思っております。この海外労働事情について採算をとるようなことが当初から期待できないことは当然のことだと思っておりますが、だからこそそのことがより求められているのだと思っております。そのことを前提にして広く国民に提供できるようにすべきだと私は思うのでありますが、これについて考え方を聞きたいと思っております。

○山中説明員 近年、経済の国際的な相互依存関係が高まっており、国際化は著しく進展をしております。これに伴いまして、海外労働事情に関する需要というのは一段と高まってきております。新機構におきましては、こうした要望に十分こたえ、海外労働事情を的確に把握するための調査研究を一段と充実させることとしております。

具体的には、先進国あるいはASEAN諸国等に海外委託調査員というのを委嘱いたしまして海外労働情報などを収集しておりますし、労働問題の研究者あるいは労働関係者を招聘したり派遣したりしておりますし、国際的なシンポジウムの開催などの事業を実施しております。これに基づきまして、現在「海外労働情報」という本を発行しておりますが、そういう海外労働情報の充実ある

いはデータベースの活用などを通して、労使を初め関係者に迅速かつ的確な情報が提供できるように努力したいと思っております。

○永井委員 国際交流ということを進捗するに当たっての問題であります。

私は、今の複雑な世界状況、各国の状況から注視しなければならぬ面が多いと思うので、当然異なるというわけでありまして、とりわけ労使関係というのは非常に微妙な問題を持っているわけでありまして、扱い方をひとつ間違えますと内政干渉のそりを免れない、こういうことになってまいります。したがって、国際交流、海外援助というものは、積極的な中にも慎重な配慮が必要だと思っております。それはODAにおける海外協力についても従来から指摘されてきた問題と同じような根源を持っていると思うのでありますが、これについてどう考えておられるか、お考えを聞いておきたいと思っております。

○山中説明員 労働関係者の招聘等につきまして、まず始めます前に、各国の労働事情に関する資料なり情報を十分収集いたしまして、それに従いまして対象地域の実情に詳しい学識経験者あるいは労使関係者、現地の大使館等から意見や事情を聴取いたしまして、先生の御指摘のようにトラブルを招くことのないように慎重に対処していきたいというふうに考えております。また招聘の実施に当たりましては、相手方の要望なども十分聞きまして、この事業が円滑に実施できるように努力したいというふうに考えております。

○永井委員 海外交流として日本が受け入れる場合のことについても同じことが言えるわけでありますが、特定の団体であるとか特定の個人に偏ることがあってはならぬと思うのであります。当然、幅広くそういう面を配慮しながら交流を進めるように特段の対処を図ってもらいたいと思うのですが、これについていま一度御答弁を願います。

○山中説明員 労組指導者あるいは研究者の労働

関係者招聘の目的の一つには、まさに相互理解を図ることがございます。その意味で、我が国労使を初めとする国内関係者と交流を深めるといことが大きな目的の一つであります。その意味で関係各方面と連携を十分密にいたしまして、滞在スケジュールの許す限り、幅広く国内関係者との交流を進めていきたいというふうに考えております。

○永井委員 大分時間もなくなつてまいりましたからあと走りたいと思うのでありますが、職員の雇用、労働条件の問題について、私はこの際ぜひとも明確にしておいていただきたいと思うわけであります。

労働協会と雇用職業総合研究所と統合するということになるわけでありまして、当然両団体の職員の雇用、労働条件に悪影響を及ぼしてはなりませんし、従来からの労働協会の職員と雇用職業総合研究所に勤務していた職員との労働条件上のいろいろな意味での差別があつてもいかぬと思うのであります。また、新しくスタートし直して目的も大きくなっていくのですから、それにふさわしいものとして職員の労働条件の維持あるいは向上が当然図られなければならないと思うのであります。せっかくの新機構の事業でありますから、そういうことを裏づけにして初めて私は活性化が図られると思うのであります。この改正案では、雇用について一応承継措置が講じられておりますが、統合の実施に当たっては職員の労働条件面でのどのように配慮するお考えか、具体的に示していただきたいと思っております。

○岡部政府委員 労働省といたしましては、職員の身分といえますか雇用はもとよりのことでございまして、今回の改正によって賃金あるいは福利厚生等の職員の勤務条件の低下ということがないように機構に対しまして指導をいたしますとともに、必要な予算の確保に努める考えでございます。また、今回の改正に当たりまして、協会それから雇用促進事業団のそれぞれの労働組合、すなわち日本労働協会労働組合それから雇用促進事業

団労働組合とありますが、それぞれに對しまして、改正の内容等につきましてそれぞれの団体の当局側から説明を行つてきたところでございます。今後とも十分な話し合いが労使でなされるように環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 重ねて伺いますが、双方にもそれぞれ労働組合が存在しておりますので、新機構の発足までに十分な時間をかけて労使間で話し合いといひますか交渉といひますか、そういうことをきちつとやつて、お互いに、よしこれでもつてスタートするんだ、そこに勤めている労働者も一緒に新たな決意で臨めるようにしてもらいたいと思ふのですが、どうでございますか。

○岡部政府委員 御指摘の趣旨、十分に肝に銘じまして運営に努めてまいりたいと思ひます。

○永井委員 内容的に非常に複雑な問題も抱えておりまして、過去の制定当時の経過からいきまして、まだもつと具体的な問題について詰めてみたいところもあります。短い時間でありまして十分なことになりませんが、短い時間でありまして、今大臣を初めとして政府委員の皆さんが答弁されました内容が十分に実践されるように、特に御要望申し上げておきたいと思ひます。

最後に、大臣に決意をお伺いしたいと思ふのでありますが、この法律の当初の目的はもとより、今回の法改正の趣旨からして、日本は今経済大国と言われているわけでありまして、経済大国と言われるにふさわしい労使関係、労働条件というものが日本の国内においてはより確保されますように、そしてそのことが二十一世紀に向けてまさに世界に貢献できる日本であるように、私はそのように政府に一層の努力を求めていきたいと思ふのです。

ついでのこと、労働協会の改正と直接関係はないのですが、労働協会の改正についての趣旨説明の中にこう触れられております。「労使間に尖鋭な対立の見られし昭和三十年前半期の社会情勢を背景に、労使及び国民一般の労働問題に関

する理解を培い、近代的な労使関係を確立することを企図して」設立された云々と書いてあります。私は当然そのことはすばらしいことだと思ふのであります。日本が戦後四十数年、民主主義という看板のもとに労使関係というものを新たな角度で築いてきた。じや、全体が日本の国内においてそのようになつていようかということについては、私はこの法案の審議に際してもやはり視点を当ててみなくてはいいかと思ふのです。

例えば、この前の当委員会と同僚の池端議員から例のJ.Rの不当労働行為問題について質問がありました。そのJ.Rの不当労働行為問題があらう一回おさらいをいたしますと、地労委でどんだん救済命令が出ている。公平な第三者機関である地労委がどんだん救済命令を出さざるを得ないというのが、今のJ.Rの労使の実態だと私は思つてゐるわけです。どんなに抗弁してみても、そのことを否定できないだらう。そのことの内容について私はここで多くの論争を挑むつもりはありませぬけれども、この前のこの委員会でも、その実情に照らして労働省がもつと強い指導をしてもらいたい、労働大臣がもつと厳しく指導してもらいたいという強い意思から、J.Rの各社の社長を労働大臣が一堂に集めて、不当労働行為の起きないよう、あるいは第三者機関によつて出された救済命令が中労委に持つていかれ、あるいは法廷にまた改めて持ち出されて十年、十五年とかかつてしまつたのでは、いかにすばらしい結論が出たつて労働者の不利益をこうむつた分については返ることがないのですから、取り返すことができないわけでありまして、そういう意味で第三者機関の権威をより高らしめるために、ひとつ労働大臣がそういう第三者機関の裁定については素直にそれこそで受け入れて問題の処理を図るよう指導すべきだ、池端議員からそういう趣旨の要望がございました。

そのときの大臣と、きよの堀内大臣とは大臣がかわられたわけでありまして、これは大臣がだれにかわつたかそのことは承継されるべきものであつて、当時労働大臣は、そのように検討してまいり、そのことを実現できるように検討してまいりたいという答弁をされておりましたが、聞くところによると、どうやらまだそういうことがなされていまいというやうなことであります。そういうことがきちつとされていかないと、いかにこういうものが法律改正されてすばらしい目的を持つて取り組まれていることとしても、足元ではそうなの関係も含めて、大臣からひとつ決意を伺つておきたいと思ふわけでありまして。

○堀内内務大臣 J.R各社の不当労働行為事件の救済命令につきましては、当局側がこれを不服といたしまして争つてゐるところでありまして、このような係争中の事案について行政がとかく見解を表明することは適当でないと考えております。ただ、J.R各社の事業が円滑に行われるために労使関係の安定が重要なことは当然でありまして、今後とも一般的な行政指導は行つてまいり考へてございまして、いづれにいたしまして、全国にわたる複雑、微妙な問題を抱えておる現状でございまして、時間をかしていただき検討してまいりたいと思つております。

○永井委員 大臣、それはそれとして、私が求めましたのは、二十一世紀に向けて日本の政府、あるいは国、国民がすべてにおいて世界に貢献できるように、そういうことについてもこの法改正との関連で大臣の決意を伺いたいと私は申し上げた。その決意は伺つておりません。

もう一つは、私は、何回も労働者の権利の問題について当委員会が発言をしてまいりました。そのたびに、今大臣が言われたように、例えばこの不当労働行為の問題については行政の立場からコメントはできませんという答弁が返つてくるのです。しかし大臣、大臣も社会労働委員長をされてきた経験を持つていらっしゃるわけですから私はあえて言うのですけれども、不当労働行為事件として提訴されて、それが救済命令として形の上で

きちつと出てくる、一件や二件ではなくて、同じその企業の中で二十八件も三十件も救済命令が出ている、同じようなケースがもう百何十件というふうな救済の申し立てがなされているということは、これはどう考へたつて異常でしよう。しかも、その不当労働行為の裁定を求める申請に対して一件もそれを却下したものはないので、それぞれ地域の地労委が違つておつても、全部それには救済命令が出ているのです。その事実一つ見ても、不当労働行為問題があつたことは明らかだし、そういうことがあつて公然と行われてきたことも明らかなんです。

だとすると、そのことに對して単にコメントできないという問題ではなくて、そういうことが起きてきた根源をなくするようにするのが労働省の仕事だと私は思ふのです。だから、起きてきた現象だけをとらえて今コメントできないじやなくて、そういう地労委の救済命令が出たら、十年も十五年もかかつて最終的な結論を導くのではなくて、的確に迅速にそのことについて処理ができるように会社側に求めるということも大事なことです。また、そういうことが起きてこないように日常の労使関係というものをきちつとつくりつていくように強力に指導しないと、こんなことはもう三年も五年も僕はやつてきておるんだから、三年も五年もやつてきて同じことが繰り返されているんだから、そこに労働行政のあえて言うなら怠慢と言わざるを得ないやうな問題があるわけなんです。そのことを私はあえて申し上げておるのです。

今の現象だけで答えるのじやなくて、労働大臣として今度は信任されたわけだから、労働大臣としての決意を私は重ねてお伺いしたいと思ひます。

○堀内内務大臣 非常に重大な時期に労働大臣を拜命をいたしました。一生懸命頑張つてまいりたいと思つておりますが、労働省といたしましては、先ほどの二十一世紀を展望してという御質問に對しまして、社会経済構造の変化及び情報化、国際化というものが非常に急速に進展する激動の

時代でございます。これから二十一世紀を展望しつつ全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。また、先生のお話も大いに体しまして、参考といたしまして取り組んでまいりたいと思っております。

また、JR各社の問題につきましては、先ほども申し上げましたように非常に複雑、微妙な問題を抱えておる現状でございますので、時間をかしていただいて検討させていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

○永井委員 時間が来ましたのでこれでおきますが、この前の委員会では我が党の池端議員から提起しました、JRの各社長を呼んで労働省が強く指導してほしいという要望に対して、当時の丹羽労働大臣は、そのような御要望については積極的に受け入れて検討しますという答弁をされておるわけですが、これはどうなんですか。やる意思があるんですか。

○堀内国務大臣 その問題につきましては今検討させていただいておるところでございます。注意深く取り組んでまいりたいと思っております。

○永井委員 以上で質問を終わります。

○丹羽委員長 草川昭三君。

○草川委員 草川であります。

堀内新大臣、大変御苦労さまでございますが、法案審議の前に若干リクルート問題についての取り組みについて質問させていただきたいと思っております。

就職情報誌の発行などに関する法規制の検討や行政指導などでリクルート社に便宜を計らったという事で、元次官、元課長が起訴されたことはもう繰り返し議論になっておるところであります。当時の私も知り得た情報等によりまして、労働省の方は、法的な規制ではなくて業界の自主規制あるいは規制の緩和というのが時の流れなのでリクルート事件とは関係がないというようなことを言っておみえになったようであります。また、小粥前労働次官が退任のときにも、職業安定法改正問題については、省内の調査で、法案の

中身を殊さらねじ曲げたことはない、こう確信しているというようなことを言っておみえになります。この見解は今でも、新大臣になられても同じかどうか、お伺いをしたいと思います。

○堀内国務大臣 ただいまの委員からの御質問でございますが、いろいろ経過については問題点もあつたようでございますが、殊さらこの働きかけに対して労働省として対応をねじ曲げたようなものはないというのは、現状も同じでございます。

○草川委員 ということになりますと、例えば本事件は今後法廷の場に移るわけでありましてけれども、加藤元次官あるいは鹿野元課長が裁判で今のような趣旨のことを述べた場合に、労働省側としても証人喚問の場で今のような見解が求められたとするならば、労働省としては出廷をされることはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○若林(之)政府委員 いろいろの面での準備が関係者の間で進められておると存するのでございまして、けれども、まだそういう段階でございまして、御質問のような点について今私も申し上げる用意はいたしておりません。

○草川委員 私が聞きたいのは、一つは、これは労働省の名前にも関することですから、非常に重要な問題です。例えば前次官の御発言に、前次官というよりも小粥さんの話ですけれども、やめられたときの少なくとも見解なり、今の大臣の見解というものは公式の場で御発言なすつたわけですから、当然、法廷の場に出席を求められたら労働省としては発言をするのではないかと、こう思うのですが、仮定の議論としてもあり得るのか、この点について、あつた場合にどうするか、お伺いをしたいと思います。

○若林(之)政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、私も今回の問題につきましましてはいささかも行政の筋を曲げてないと考えておるわけでございますけれども、ただいま先生御指摘の裁判の問題につきましては、これは関係当

事者の間で進められることでございまして、今の段階で私もそれについてどのようににかかわっているかということにつきましては、申し上げることはちょっと難しいのではないかと存じます。

○草川委員 先の話ですから、そういう答弁になると思ふのでありますけれども……

その問題は、労働省のいわゆるはじめ問題なのでございまして、このリクルート問題に関して、労働省幹部が高級料事での接待及び安比高原へのゴルフの招待を受けるなどが報道されておるところであります。一方、文部省の幹部の場合も、リクルート問題に関しては、飲食及びゴルフの招待などを受けておるわけでありまして、けれども、本件のけじめとして本省及び県の教育長などが六人辞職をしております。監督上の責任として戒告三人、嚴重処分九人を行っているわけでありまして、またさらに、服務規律委員会等を設置をいたしまして、再発防止に努めているわけですが、これに対して労働省のけじめは、今さうした労働省としての態度が出ておるわけでありまして、けれども、省内のけじめというものは手ぬるいのではないだろうかという考えがあるのですが、その点労働省としてどういう見解を持っておるか、お答えを願いたいと思ふます。

○堀内国務大臣 まず最初に、今回の問題によって労働行政への信頼が損なわれましたことは、まことに残念なことではございまして、国民の皆様に対してまことに申しわけないという気持ちでいっぱいではございます。そして、事件の発生以来事実関係の解明に努力をしまつたわけではございまして、その結果、遺憾ながら企業との接触において一部に適切を欠く行為があつたことは事実でございます。

このために、先ほども先生の方から御指摘をいただいたような関係幹部に対して嚴重注意等の措置を行つたところでございまして。今回のような問題を二度と起こさないということが、労働省にとって一番の基本になる問題ではないかと考えまして、幹部職員等に対して綱紀の肅正について

たびたび指示をいたしております。さらに、綱紀の保持に関する委員会を設置をいたしまして、綱紀の厳正な保持の徹底を行つてまいつたところでございます。

同時に、労働行政の信頼を回復するためには、国民のニーズにこたえて積極果敢に労働行政を展開していく、今までの枠にとらわれずに積極的な労働行政を展開していくことが必要であると考えまして、その点に全力を尽くして取り組んでまいりたいと思つております。

○草川委員 それから、これも当時の三月の中旬の情報でございますけれども、東京地検の特捜部が労働省の強制捜査をした際に、たぐさんの押収資料があつたわけですが、その中にリクルート側の内部文書の写しが見つかったというように、なことが三月十三日の新聞で報道されております。いわゆるリクルート社の労働省工作に対する検事の質問と、それに対する供述内容である。こういうのがその内容でありますけれども、強制捜査に備えて情報交換をしていた疑いがあると当時の報道は言つておるわけでありまして、これはこの部署にそういうものがあつたのか、だれがそういうものを調べていたのか、当時多くの国民の間に大変不信感を持たれたわけでありまして、この件についてどのような考えを持っておみえになるのか、お伺いをしたいと思います。

○若林(之)政府委員 ただいま先生御指摘のようなことが報道されたことは事実でございます。私どももその報道を受けてよく調査をいたしてみましたが、私どももそのような事実は承知をいたしておりません。そのような事実はつかないでいいわけではございません。

○草川委員 では、その問題はさておいて、実は過日、法務省の方は予算委員会でもリクルート事件の捜査に対する報告を出しておるわけでありまして、けれども、就職情報誌に対する法規制問題に限つていえば、職務権限外あるいは職務権限はあつても対価関係がない、そういう言葉があるわけでありまして、私どもはここでぜひお聞きしたいわけで

ありますけれども、本件の推移の中で、いわゆる労働省OBの議員の方々の名前が随分報道をされております。いわゆるOBの役割というものの、OBと労働省の関係ということをおのり改めお伺いしたいわけでありませう。

現在、職務関連行為というのですか、範囲というのを裁判所も検察府も非常に幅広くとらえているということがあるわけでありませう。ですから、本件の場合もいわゆる灰色というのでしょうか、疑わしいという言い方を精いっぱい検察の方は言っておるわけでありまして、その灰色は議会で決めてください、そうすれば私の方はいつでも言うよ、こういうことを言っておられます。ですから、労働省と私どもとの関係も、随分いろいろな方の名前が出たのだけれども、一体OBというものの影響力というのは労働行政にどの程度あるのか、全くなのか。この際のことをごさいますから、あるのかないのか、明確にお答えを願いたいと思ひます。

○若林(之)政府委員 私ども行政を推進いたしますに際しまして、国会議員の先生方の御指導等を仰ぎながら行政を進めていくわけでごさいます。それは与野党を問わず、OB、OBじやないを問わず、広く御指導をいただいて行政を推進していくわけでごさいます。特別OBというようなことは私どもは考えておりません。

○草川委員 この問題をやれば議論が深まる一方でありませう。きょうは時間の関係で終わりたいと思ひますが、この件については、いわゆる就職情報誌のあり方について法的規制を含めて研究したい、従来と態度が違ふわけでごさいます。これは労働省としての公式な見解になるのかどうか、最後に大臣にお伺いしたいと思います。

○堀内国務大臣 まだその点についてしつかりと取りまゝと対応を決めていくわけではございませうが、そもそのリクルート問題が労働省に襲つてきたスタートがこの就職情報誌でございませうので、この問題はやはりもう一度検討し直す必要があるのではないか。その際には、法的規制とい

うものを除外して考えるのではなくて、それも含めて検討してみようということをおのり発言をしただけでございませう。

○草川委員 発言をしたただけとおしやいます。これは省としても、一番最初に申し上げましたように、時の流れということからこの就職情報問題というのは随分議論になっておるとございませうが、それはとりよつては、やはりリクルート社側からの介入ということをおのり認めた上で反省をしておみえになるというようにもされるわけでありまして、非常にそこは重要だと思ひますが、もう一度それでいいのかどうか、見解を賜りたいと思ひます。

○堀内国務大臣 そこまで踏み込んだ話ではございませう。私も新任として労働大臣に就任いたしましたので、私の考えとして取り組んでみたいと思ひつておるということでごさいます。

○草川委員 じゃ、今の大臣の見解で取り組むたいというおのりを受けとめて、本問題は終わりたい、こう思ひます。

では、続いて労働協会の改正でございませうけれども、現在の労働協会の三十五条の三項、これは新しい方も言葉は同じなんでございませうが、「協会」と「機構」をかねればいいのですが、「労働大臣が監督する」という項でありますけれども、「協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない」という項があるわけでありませう。これは他の法律に比べますと非常に珍しい規定でございまして、いわゆる大臣が監督をするのだけれども、その中立性というのですか、それを侵してはならないという歴史的な経緯があるわけでありませうが、その点はどうか、お伺いしたいと思います。

○岡部政府委員 この三十五条三項の規定は、他の特殊法人にない極めてユニークな規定でございませう。これといひますのも、昭和三十三年の法制定当初における労働協会というものの位置づけにつきまゝして非常な議論がございまして、その中立性、公正性というものが強く求められた、そういう

議論の結果であると承知いたしております。

○草川委員 それで、今度の新しい機構になった場合に、いわゆる事業団の特別会計の方から、従来の金の三倍になると思ひます。この金が約四十五億です。この金がこの機構の中に入るわけでありませうけれども、当然、労働省の考え方あるいは影響力というのは資金面からいふと従来より非常に大きいものになるのではないかと思ひますが、その点はどうか、お伺いしたいと思います。

○岡部政府委員 機構に對しまして、その運営に要する経費としての補助金が交付されるわけでごさいます。しかしながらこれにつきまゝしては、機構の業務内容自体につきまゝしては機構自身において自主的に決定し、運営をされるということ、私ども一貫してその考え方を貫いてまいりたいて考えております。政府は、これに不当に干渉はしないという法律の規定そのまゝを守つてまいりたいというふうな考えをいふわけでごさいます。これを担保するものも手段と申します。仕組み、例えば評議員会の制度でございませう。あるいは役員への有識者の登用あるいは政党役員は排除等々の仕組みも維持されるわけでごさいます。今度の改正によつて中立性が損なわれることのないように万般の意を用いてまいりたいと思ひつております。

○草川委員 具体的に国際交流の事業についてお伺いしたいと思ひます。従来も労働協会の国際交流をやつておるわけでありませうが、たまたま今度労働組合の方も連合という大きな組織ができ、財団をつくりまして、たしか名前が国際労働財団でございませうが、そのような名前が国際交流を大いにやりたい、こう言つておみえになるようでありませうが、その労働組合の方、連合の方がつくつた財団と本件の国際交流事業の関連はどういうことになるのか、お伺いします。

○岡部政府委員 国際交流事業、これは非常に各般にわたつて、また実務的な手足の要る事業でございませう。今回の国際交流事業、機構におい

て行われるべき事業、これを公益法人であります財団法人国際労働財団に一部委託をすることとしておるわけでごさいます。これは事業実施に当たりましては、機構に設置しております学識経験者それから政府使で構成いたします企画会議等事業計画が練られまして、これが委託されるわけでごさいます。この公正性、中立性の確保ということにつきまゝしては、この点につきまゝして十分に配慮されることであらうと思ひます。

○草川委員 それで、その委託をされる予算はどの程度のことを考えておみえになりますか。

○山中説明員 現在のところ、約二億二千万を予定いたしております。

○草川委員 かつて、これは昭和六十年時代だと思ひますけれども、労働協会も国際交流をやつたわけでありませう。労働組合の方も国際交流をやつておるわけでありませうが、特にアメリカの若手の労働組合の指導者、特にこの場合はローカルの方々を招待しよう、こういうことで鉄鋼とか電機とか繊維等産別のローカルの若手の招待を計画をしたことがありませう。

(委員長退席、野呂委員長代理着席)

たしか二週間なり三週間、一チーム五、六人で計画をしたことがあるわけでありませうけれども、当初協会の性格について相手側から疑問が投げられまして、いわゆる日米貿易摩擦のその摩擦を解消するための政府のあめではないだろうかといううな議論が随分あつたやに私どもは承知をしておるわけでありませう。そういう経験があることを踏まえて、労働組合の交流計画というのを連合という組織が中心になつた財団に委任をしたのか、そこらあたりの考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡部政府委員 この時代は国際化の時代でございませう。各国々におきまゝ労働問題についての経験交流は一面必要な時代でございませう。これは私ども、具体的に御指摘された摩擦問題といううな問題が出る前からこの事業は発足しているわけでごさいます。各国々における労働指導者の交

流事業ということ、それはそのまま文字どおり経験交流ということが中心をなすものと考えております。

○草川委員 ですから、相手側の労働組合がどういう考え方を持っておるかということなど、けれども、招待者が労働組合のまとまりである連合なのか、労働協会のなのか、あるいは労働協会というのは政府の予算が入る事業活動なのか、いろいろな受けとめ方によって、今私が申し上げましたように変に勘ぐられると、貿易摩擦の頭をなせるための交流ではないだろうかというふうな片をつけられるとするならば、せっかくの交流計画というのは意味がないわけでありまして、そのあたりの疑問をどうクリアするか、どう相手側に説明するのか、それを聞かしていただきたい、こう言っておるわけです。

○岡部政府委員 この国際交流事業は貿易摩擦、相手国との交流も含まれておりますが、しかし非常に多くの部分は後進国と申しますか、開発途上国の労組交流でございます。したがって、交流事業の全体をお眺めいただければそのようなことはおそれないと申しますか、そのような考え方に基くものではないということ、これは各国にも御理解をいただけるものと考えております。

○草川委員 私は、それについてはかなり疑問があるのです。
例えばフィリピンの例を挙げてみたいと思うのです。フィリピンの、特にミンダナオ島を中心としてバナナをたくさん生産している労働者というのは大変大きな数を占めております。フィリピンのバナナ労働者の労働条件というのは非常に劣悪でございまして、私どもも繰り返しこの問題を取り上げ、過日の決算委員会でもバナナ労働者の労働災害の問題について発言をしたことがありますが、けれども、その多くの影響力というのは実は日本の商社のバナナの買い付け、その意図に従って大きな地主がバナナを育成している。そこに劣悪な労働条件の中でバナナ労働者が働く。彼らの要求というのは、手袋をよこせ、ゴム長靴が欲しい、

こういう非常に初歩的な要求をしておるわけですね。彼らはバナナ労働者だけの労働組合をつくり、いろいろな要求をしておりますけれども、三年ほど前に私のところに代表者がやってきました。私の方も公明新聞という新聞があるので、その新聞にあなたの顔写真を載せてほしいと言ったから、実は顔写真が写ると我々は大変な迫害を受けるからやめてくれというふうな、そういう状況の中でフィリピンの労働組合の委員長が来ておるわけですね。その委員長というのは、残念ですけども昨年虚殺をされました。

そういうような状況の労働組合と日本は一番交流をしなければいかぬけれども、そういうお話を労働省にお話をしても、全然フィリピンのバナナ労働者というのには対象外なのです。一応非常に大きな、もう社会的に安定している労働組合との交流なので、今日本が一番必要なのは、日本が大量のバナナを買う、その生産に従事している劣悪なバナナの労働者に対して我々が援助をするとか労働条件の引き上げをする、こういう行動によって初めて日本の労働行政というのは、今お話がありました低開発国の方々に評価されるわけでしょう。そういうところに金を向けるべきではないだろうか。あるいは労働省の中の労働行政で、安全衛生の方の行政があるわけですが、安全衛生の行政がそういうところにもっとノーハウなり手を差し伸べていく必要があるのではないだろうか。ここに私はこの新しい機構の仕事のあり方もあると思うのです。

日本の労働関係は、今非常に安定しておりますね。ですから、その安定した姿だけを外国の労働関係に置きかえてみても無理だと思ふのです。だから、非常に初歩的な労働関係の対立の激しいところに対して、我々は一体どういふことができるのかどうか、これを労働省は真剣に考えていただかないと、せっかくの機構の国際交流というのもしきてこないのではないかと、こう思うのですが、その点はどうでしょうか。

○岡部政府委員 ただいまの先生の御意見、非常

に示唆に富む御助言と私も受けとめて、これほどのようにこなしにいけるか、これから検討を進めてまいりたいと思ひます。

○草川委員 もう時間ありませんので……。要するに、人手不足と外国人労働の問題を少しやりたいのですが、概要だけ労働省の方からお聞かせ願ひたいのです。

今、人手不足の現状というのは大変な状況になっております。これは中小企業だけではなくて、大企業にも及んでおるわけでありまして、景気が一体どこまで続くかどうか、こういう展望もありまして、とりあえず大変な不足をされている職業に対して、労働省はどのような職業訓練を与えてそれを補充するのか、あるいは全国的に見ると、地域的な人手不足というアンバランスがあるわけですが、いわゆるそういうミスマッチというものをどのように解決していくのか、その点について労働省の見解を賜りたい、こう思います。

○清水(傳)政府委員 非常に大変な人手不足感の広がりを感ぜてきておるわけでございます。私もこれに対する対策といたしましては、人手不足感の広がりの中でも高齢者問題あるいは地域問題なり、今御指摘のような大きなミスマッチ現象を伴いながらの逼迫感の広がりが、こういう状況であるわけでございます。

基本は、やはり需給調整についての機能をさらに格段に強化をしていくということが、まず一番ベシシクな対策として考えていかなければならぬことだというふうな考えをしております。そういった意味合いで安定所の雇用総合情報システム、これが今大変に効果を発揮しつつございまして、これをベースにしつつマクロ的な情報、ミクロ的な情報、こうしたものを積極的に提供するということもやりながら、かつ地域地域の地場的な企業あるいは事業主団体、そうしたところを対象にいたしまして、いわゆる雇用の改善についての自主的な取り組みを促進しつつ、そうしたところも対応できるよう新たな事業を平成元年度

から実施することになっておまして、そういう手法等を我々の雇用対策分野で講じつつ対応してまいりたいというふうに考えております。

○草川委員 時間が来たようなので、これは私の最後の要望ですけども、労働省全体としての方針は今の清水局長の方針をぜひ進めていただきたいと思うのですが、実際上の現場では手取り早く外国人労働で補っていかうということになっておまして、外国人の不法労働というのがどんどんふえてきております。

過日、外国人労働の問題についての中間報告も出ておりますけれども、ひとつ長期展望をしっかりと腰を据えて考えていきたいと思います。今なぜ外国人労働が不法労働が多くなってきたのかと言え、結局賃金が安いということでしょう。手取り早く彼らに汚い仕事を与えることができるということから、非常に滞留というのですか不法残留の不法労働というのがふえてきておる。しかし、もしこれを何らかの形で現状追認ということと認めるとするならば、やがて彼らは同一労働、同一賃金でもっと賃金を高くなるという要求が出てきます。あるいは日本の安定した労働関係ではなくて、海外の非常に厳しい労働組合、ユニオンに入って使用者側に労働条件の要求というのが出てくる可能性があります。日本の国内において労働問題というのが非常に新しい事態というのが来るということ、これは目の前にわかつておるわけですよ。

だから、今非常に不足している労働力に外国人労働が安易に入つておるといふことを使用者側あるいは役所も認めておるといふことは、将来大変なことになりますよ、いざ帰ってくださいますよ、ときには帰らないような状況が生まれますよというふうなことも含めて、私どもは対応を立てていかなければいけない、ぜひ真剣に外国人労働の問題については対応を立てていただきたい、こう思っています。どうもありがとうございます。

○野呂委員長代理 田中慶秋君。

まいました労働教育の重要性というものは、大変大きな役割を果たしてきた、こんなふうな思っております。新機構において、この労働教育にかかる取り組みをどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○山中説明員 たいだいま先生御指摘のとおり、労働教育については、本協会が、労使及び国民一般が労働問題に関する正しい知識を身につけ、合理的な労使関係の形成を促進することを目的として設置されております。その意味で労働教育について従来から力を注いできたわけですが、御指摘のとおり中小零細企業における労使関係のルールが確立してないことなどによりまして、トラブルも依然見受けられております。その意味で、労働教育事業の意義は御指摘のとおり薄れていないと認識いたしております。

しかしながら、現在、都道府県の労働教育講座あるいは民間の労働教育専門団体も非常に成長してきております。そういうことからいまして、これらの団体に対して適切な指導、援助を行うという方向で、労働教育をより効率的、かつ効果的に実施していきたいと考えております。

そういうことから、新機構におきましては、都道府県やこれら労働教育専門団体が行います労働教育について援助を行っていくということで、その援助について、例えば援助金的大幅アップとか単価アップなどを図って、むしろこれらの専門団体の中で新機構が中核となるような形で労働教育ネットワークを確立していくという方向で対応いたしたいと考えております。

○田中(慶)委員 ぜひ、余り重複しないで、それぞれ役割分担を明確にして、努力をしていただきたいと思います。

最近、御承知のように円高基調を背景として、中小企業も含めて我が国の企業の海外進出が盛んになっていくわけであり、現地の労働管理上のトラブルを起こす事例も少なくありません。こうした問題解決には、日本労働協会から新機構に引き継がれ、研究成果あるいは情報、それぞれ

有効的な活用をしていただけるものと思っておりますけれども、これらについての考え方を明らかにしていただきたいと思います。

もう一つは、国際交流活動が今後より一層活性化されることが予想されるわけであり、今国会の改正においても、新たな研究者あるいは知識者の招聘等々がうたわれておりますし、新機構における労働分野での国際交流を進める上でお互いの役割をどのように果たそうとしているのか、これについてお伺いしたいと思います。

○山中説明員 たいだいま御指摘がございましたように、最近、海外へ進出していく企業が非常に増加いたしております。これに伴いまして労働問題のトラブルも発生していると私も聞いております。このトラブルの生ずる原因は、相手国の労働法制なり労働慣行などを十分理解していないことから生じているのではないかと考えられます。そういう意味で、海外労働に関する研究、最近の情報等を広く関係者に提供していくことが極めて重要であると私も認識しております。そういうことからいまして、今後、新機構におきましては、専門的な立場から海外労働に関する研究を深めまして、海外労働情報の収集、整理を進め、迅速かつ的確な情報が提供できるように努力いたしたいと思っておりますし、労働分野での新機構が今後国際交流の面で果たす役割は非常に重要であると私も認識しております。そういう意味で、国際社会において日本がそれにふさわしい貢献ができるように努力いたしてまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、労働問題というのはこれからも日本の重要な政策課題として取り組んでいかなければいけませんし、あるいはまた日本が今日世界の中におけるGNPナンバーワンとかナンバーツーという、それもこの労働問題と切り離して考えるわけにはいかないわけであり、ますから、そういう点でより積極的にこういう問題を幅広く検討されることをぜひ望んでおきたいと思っております。

時間がありませんが、最後になりますけれども、新機構を十分活用する意味で、その機能が十二分に発揮するにはどうしても財政面の問題が出てくると思っております。そういう点では、財政面において強力な支援が当然、盛りだくさんの今新機構に与えられている重要な役割あるいは期待というのを考えてまいりますと、これらの問題についても大変重要だと思っておりますので、これについては労働大臣からその決意を述べていただきたいと思います。

○堀内国務大臣 私といたしましては、社会経済構造の変化及び情報化、国際化というものが急速に進展する激動の時代にあつて、新機構が二十一世紀を展望しつつ、調査研究、情報提供あるいは国際交流、こういうことを行うことは非常に重要なことであると思っております。時代の要請にこたえていくことができまうように、必要な援助に努めてまいるところでございます。

○田中(慶)委員 先ほど大臣の所信でも述べられていたように、労働問題というのは時間短縮の問題、あるいはこれから定年制の問題、あるいは安全衛生の問題、さらには国際化という形の中の多くの問題を抱えるわけであり、ますから、こういう問題を含めて、これからの大臣の大いなる活躍を期待し、私の質問を終わらさせていただきます。

○丹羽委員長 児玉健次君。
○児玉委員 今度の日本労働協会法改正案について、まず質問します。

日本労働協会と雇用職業総合研究所を統合して日本労働研究機構とするという内容ですが、ここ数年の日本労働協会の活動を見てみると、一九八一年から八七年までの間、調査チーム三十九のうち十七チーム、四三・五％ですが、それが受託研究という形になっております。調査研究予算は一九七九年が千七百四十万円、全体の予算の一九％。それが一九八七年には二千四十八万円、絶対額は若干上がっていますが、予算全体に占める比率は一・五％、予算における比率が激減している。

そして、常勤の研究員は七六年から定数一名。ところが八五、八六の両年は欠員でゼロであった。今回の法改正でこのような状況がどうなるのか、まず伺います。

○山中説明員 御指摘のように、協会が財政面から調査研究活動を必ずしも十分行ってきたとは言いがたいと私も考えております。

今回の改正におきましては、事業の必要性に応じまして補助金額の確保に努めました。その結果、平成二年一月から発足で三カ月予算でございますが、調査研究費を確保いたしましては一億八千万円程度の金額を確保いたしております。そういう意味で、財政面から調査研究事業が格段に飛躍するよう措置いたしておりますし、また研究員の人的な面におきましても、従来とは異なりまして、新機構では常勤の研究員七十二名、非常勤研究員七名ということで充実を図ることとしたしております。

○児玉委員 今後の事業について、例示的に述べたいと思うのです。もちろん、研究調査活動の自主性は確保されなければいけない。けさからの議論にもありましたけれども、行政的な支配、監督は厳しく排すべきであると私たちは考えております。

それを前提にした上で、現在深刻な社会問題になっている、例えば過労死の問題についてどのように機構が接近していくのかというのが一つの問題になるだろうと思っております。過密労働、残業過多、深夜労働、不規則勤務、単身赴任、大変いびつな労働者を抑圧し、四十代、五十代の働き盛りをさうなものを告げるいともなく亡くしていき、こういう問題が今大きくクローズアップされております。一九八八年十月にストレス症患者労災研究会は、各地の弁護士、医師等と連携して、全国七地域に過労死一〇〇番を開設し、そこに寄せられている相談件数は既に一千件に達しようとしております。そこで、これは私の期待なんです、過労死の

問題は、従来ともすれば医学的な側面からだけそこにアプローチするという傾向がありましたが、社会科学の方法を全面的に駆使して原因を探求していく、全体として予防措置を見出し、いく、こういった努力については国民ひとしく望んでいところだ、文字どおり国民合意がその分野では完全に成立するだろうと思うのです。そういったところで日本労働研究機構が総合的、積極的な役割を果たすべきだと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○岡部政府委員 過労死の問題は、先生も御指摘のとおり非常に医学的な問題でもございますので、まずもってこれは労働衛生研究所あるいはまた労働省の産業医科大学あたりの医学的な所見と存するでございしますが、この問題は非常に重要な問題でございしますが、労働省としてもその調査研究は喫緊の課題であるとは考えているわけでございます。

この雇用職業総合研究所は、人文系の研究所でございしますが、従来、ストレス問題、職務の満足度の問題についての研究を昭和六十三年に実施をいたしまして、現在そのとりまとめ中でございます。新機構におきまして、そのような角度からの研究が一層進められまして、その成果が過労死の問題解決に寄与するというのを期待しているわけでございます。いずれにいたしましても、新機構は労働関係の総合的な調査研究機関、人文系でございしますが、そういう意味合いでございしますので、従来扱ったことが難しかったいろいろな分野につきましても総合的なアプローチができるような、そういうふうな積極的な取り組みの方向に向けてまして活動を支援してまいりたいと考えております。

○児玉委員 次に、五月二十三日、この委員会が質疑をいたしました労働委員会が果たすべき役割について、この機会にお伺いしたいと思っております。

先日の議論の中で、労働委員会が果たすべき役

割の一つに不当労働行為の迅速な救済がある、昭和二十四年の法改正の眼目が迅速な原状回復主義にあった、これらの点が明らかにされました。まづ伺いたいのは、北海道における国労、全動労等組合別の不採用者数、不採用率、これはJR発足時、あえて言えば二月の時点ですが、それについて答えていただきたいと思っております。

○岡部政府委員 北海道の旧国鉄職員のうち、管理職を除きまして昭和六十二年四月一日に清算事業団に移行した職員の数は四千六百六十六名というふうに清算事業団から聞いております。この中には、JR各社に希望しても採用されなかった者、それからそもそもJR各社に就職を希望しなかった、その他の民間への移行を希望された方、さまざまな方が含まれていると存するのでございします。

なお、お尋ねの不採用率と申しますか、組合別の不採用者数につきましては、私も承知いたしております。

○児玉委員 承知してないのは、全く不十分だと思ひます。例えばここに北海道地労委のこの案件についての命令書がありますが、その中で明白に、不採用率について言えば国労は五二・〇％、全動労が七一・九％、鉄産労が二〇・九％、鉄道労連は〇・六％、この率については地労委の審議の中で双方争いがなかったはずなんですけれども、それを承知していないというのはどういふことなんでしょうか。

○岡部政府委員 その地労委の数字につきましては、地労委の審問の中でそのような資料が労働側から提出されまして、記憶にとどめられておるといふことは承知いたしておるわけでございますが、清算事業団からの正式の報告を私もまだ受け取っておりません。

○児玉委員 今言った不採用の実態について、どのように認識されておりますか。

○岡部政府委員 JRが発足する際におきまして、設立委員が国鉄が作成した名簿によりまして新会社社の採用を通告したわけでございます。その

際に、旧国鉄が行いました名簿作成の作業の内容にかかわるお尋ねでございますが、それはもろもろの適格性という観点からこの名簿が作成される建前になっておるといふふうに承知いたしております。

○児玉委員 私が聞いていたのは、そのことではないのです。その論議は別の機会にやればいいのです。国鉄労働組合については採用を希望した部分の中で四八％しか採用されていない。全動労については不採用率が七一・九％ですから、採用された数は百人のうちの三十人を切る。これは一つの事実です。

先日、私は百七国会における平井労働大臣の答弁を改めて紹介しました。「特定の労働組合の組合員であるとか、また労働組合の正当な行為をしたこと等を理由に新会社への採用を拒否されるというようなことは絶対にあってはならぬと考へております」。当時、大臣は明言されてはいるところがおたをあげてみると、ある組合についてはほとんどの希望者が採用され、他の組合については多数の労働者が採用されていない。あつてはならないことがあつたのではないですか。

そこで、労働省に聞きたいのですが、今中労委に申し立てがされておりますが、北海道旅客鉄道・日本貨物鉄道不当労働行為事件で、JR北海道と日本貨物鉄道が中労委に提出した申し立て補充書の内容において不当労働行為の存在の有無について争うものとなつておるかどうか、そのことについてお尋ねします。

○岡部政府委員 その案件につきましては、中身について争つておるとは聞いておりません。

○児玉委員 まさにそのとおりなんです。

私は、ここに昭和六十三年三月十一日、北海道議会の本会議において北海道地労委の二宮会長が行った発言を持てまいりました。そこで何と言つておるか。「現在審問中の国鉄労働組合からの申し立て事件につきましては、これまで、調査を八回、審問を九回行いましたが、北海道旅客鉄道株式会社など、非申立人側は、証人につきまして

も、呼び出しに応じておりません。」そう述べて、「遺憾なことに存しております。」こう北海道議会で地労委の会長が述べております。

それから、ここに労働省に所属する中央労働委員会第五十五回総会議事録、ことしの四月十九日のものですが、それを私は持つておりますが、この総会において中労委の平澤委員は、

JR関係事件が多数係属しているが、私の参与しているJR西日本事件においては、JR当局は地労委段階では一切審問等に出席してないにもかかわらず、中労委段階では証人を多数申請して、争う姿勢をみせている。本来なら、地労委での審査において、証拠の提出、証人の出頭等により争点を明確化して地労委の判断を仰ぎ、中労委では、初審命令のうち不服のある部分に絞つて争うべきであり、JR西日本の現在の対応は、労働委員会制度を軽視するものと判断せざるを得ない。

このように述べております。私はそこで言いたいのですが、会社は初審において、審理の途中から審理廷への出席を拒否する、そして初審の職権発動による立証の促進に対してもこれを拒否してきた。ところが、中労委の段階になると申立補充書を出し、先ほど労働省が述べたように、そこでは不当労働行為の事実の有無については一切争う内容となつていない。そして証人等問等を申請している。これらは中労委の命令を遅延させることを目的としたものであつて、初審での対応からして、たとえ審級を異にしたからといって、このような会社側の態度は明白な信義則違反ではないかと考えますが、労働省の見解を聞きます。

○岡部政府委員 その内容の価値判断と申しますか論議は避けたいと思ひますが、客観的な事実だけ私把握している限りで申し述べさせていただきますならば、この問題につきまして国鉄改革法二十三条をめぐる法律問題重点の地労委段階における争い方、それからこの不当労働行為事実そのものについての争い方、いろいろ訴訟技術上のやり

方に変化があったというふうにも聞いていますところでございます。

いずれにいたしましても労働省におきましては、委員会が求めるすべての事柄につきまして関係当事者がそれぞれ十分な主張を述べるといふことは、必要な委員会維持の方法であらうかと思ひます。

○児玉委員 私がついてくるのは、こういう争いにおいて係争中であるという点については、労働省も私も双方共通の認識を持っております。先日私も私は、争うのであれば君子の争いをやるべきだといふふうに述べた。初審の段階の対応と中労委の対応が全く違ふ。これは裁判における一つのルールである禁反言の原則に反してゐる。そして、初審段階で立証の権利を全面的に放棄してゐて、審級を異にしたからといってその行使を要求する。明らかに信義則違反ではないか。それが労働委員会の舞台で極めて公然と行われている。この事態についてどう思うのか聞いていますのです。そのことについてお答えいただきたい。

○岡部政府委員 その点につきましては、私、客観的な訴訟技術上の問題があるかもしれないといふことをコメントさせていただくにとどめまして、そのやり方の価値判断ということにつきましては論評を避けたいというふうに考える次第でございます。

○児玉委員 価値判断といひますか、係争中だから云々というように先ほどから言われるのですけれども、この六月九日、北海道の札幌で道国鉄職員再就職促進連絡会議が行われました。そこに参加された労働省の幹部は、質問に答える形で「国鉄職員をJRに復帰させる地労委の救済命令について「行政として予測できず一般的には」という前提で、「中労委では平均的には千日前後かかり、さらに裁判所に行った場合は再び千数百日かかる。不当労働行為事件はこのくらいの日数がかかる」といふように発言をされている。係争中と言われますが、これは明らかに係争中の事案でJRに

くみする発言ではないのか。どうですか。

○岡部政府委員 その職員は、国鉄清算事業団職員の雇用を促進することを職務としてゐる国鉄対策室の職員であらうと存するのでございませうが、中労委は最近の所要日数は平均千五百日くらいでございまして、裁判所も平均千日を越えるといふような状況の中におきまして、雇用の促進を切に願う余りそういうふうな客観的な数字まで挙げたと思ふのでございませうが、真意は、できるだけいい職場を紹介するので御就職いただきたい、こういう熱意のあらわれというふうにひとつ御理解賜りたいと存じます。

○児玉委員 そろそろ時間ですから、私は端的に申したいのですが、国鉄が分割・民営化されたときの法の解釈をめぐっての争いを中労委で会社がやるのはそれは自由でしょう。しかし、そのとき前提になるべきものは、初審の地労委命令を遵守する。それがたとえ行政義務であつても一定の公法上の義務を課していることは明白なんですから、行われている不当労働行為を速やかにもとに戻した上で争えばいいのですよ、なぜそうしないのか。そのことについて労働省は、労働委員会の設置者として指導性発揮の義務があると私は思うのです。

この点で最後に堀内労働大臣に、労働委員会の社会的な役割を十分に発揚させる、この点で大臣がどのような決意を持っていられるのか、承りたいと思ひます。

○堀内国務大臣 労働委員会は、不当労働行為の救済機関として、これまで我が国労使関係の安定化に重要な役割を果たしてまいつております。ただ、地方労働委員会の命令に不服のある当事者は再審査やあるいは裁判により争ひ得ることも制度上認められているところでございます。これらの制度を通じて問題の解決が図られることを期待いたしておるわけでございませう。

○児玉委員 再審査のために申し立てをすること完全に保障されています。しかし明白に、申し立てをしたとしても命令の効力は停止されないとい

書いてあるのですが、設置者として、その点での労働省の特段の努力を強く重ねて求めて、私の質問を終わります。

○丹羽委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○丹羽委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

日本労働協会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配布いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移

行は、歯科医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の歯科医療に対する関心は急速に高まっております。

本案は、このような状況にかんがみ、歯科衛生士の資質の向上と業務内容の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができるようになること。

第二に、歯科衛生士の免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、国家試験の実施に関する事務等については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

第三に、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽委員長 本件について発言を求められておりますので、これを許します。川俣健二郎君。

○川俣委員 委員長提案の歯科衛生士法一部改正の発言の機会を与えていただきまして、委員長を初め、理事の皆さんにお礼を申し上げる次第でございます。たとえ二十分でもどうしても伺つておきたいので、行政側から参考までに知らしていただきたいと思ひます。

歯科衛生士、実に国会の議事録には四十年ぶりだそうでございますが、こういう職種があつたのかという、しかし、私たちはお互いに歯医者さんにお世話になる年代の人間が多々さんおられるようですから、これをどうしても私は、皆さん方のお手元にもあるでしょうが、ついに「社団法人日本歯科衛生士会会長金沢紀子」ということで、「一、歯科衛生士の免許権者を厚生大臣に改正し

ていただきたい。二、歯科衛生士の行う業務として、歯科保健指導業務を追加していただきたい。」
「こういう非常に簡潔明瞭なお願いを何で今までほ
つておいたんだろうか。国会の問題は別として
も、これは立派に政府提案であるべきだ。いろ
ろな事情で委員長提案になったと伺っておりま
す。しかしこれは結局、行政指導をやるのは厚生
大臣。本当はそこへ厚生大臣が座って、委員長提
案でみんな決めたものをどうするかという所見
を述べるぐらいの気持ちがあれば、これは本当
に血の通った歯科衛生士の皆さん方に対する改
案とは言えないような気がします。後ほど大臣が
お見えになるようでございますから、質問を続け
させていただきますと思います。」

四つ目、現在保健所で歯科衛生士に関する指導事
業を行っているわけですが、どのように行われて
いるのか。特に歯科保健指導についてどうなの
か。
そこで、五つ目がこれに関連するのですが、保
健婦はどのような業務を行うこととされているの
か。そして、保健婦は歯科保健指導業務を行うこ
とは可能なのか。それとも、歯科衛生士というの
は保健婦の免許を——保健婦は、歯科衛生士の仕
事ではあるんだね。そうすると、いわゆる衛生士の
業務独占なのか。ここをぜひ聞かせていただきた
いと思います。

それから、歯科衛生士の資質向上のため、歯科
衛生士の養成年限の延長についてはこれまでどの
ように対応してきたのか。こういうところをまず
簡潔に答弁してもらいたいと思います。

○仲村政府委員 第一のお尋ねでございますが、
歯科衛生士の就業形態でございます。六十一年末
の数字で申し上げますと、現在歯科衛生士の総数
三万二千六百六十六人でございまして、どうい
うところで働いておられるかというところを見ま
すと、保健所に四百七十七人、病院に二千四百五十五人、
それから診療所、これが一番多いわけですが二万
八千八百八十九人、学校が四百六十五人、その他
四百八十八人となっております。

それから、二番目の歯科衛生士法によつて歯科
衛生士が歯科診断できるかというお尋ねござい
ますが、これは現行の歯科医師法上、歯科医師で
なければ歯科疾患の診断等の歯科医療を行うこと
ができないということになっておりますので、歯
科衛生士が歯科疾患の診断そのものを行うことは
できないというところでございまして、今御提案
なさっております改正後、歯科疾患の診断その
もの、あるいは治療につきましては歯科医師が行
うということを決められておるところでございま
すので、そこについては改正前後で変更ないわけ
でございます。

それから、第三番目の歯科保健指導を行うに際
してどのようなことに留意すべきかというお尋ね
でございますが、当然のことながら、その患者さ
んの主治医である歯科医師の指示を受けた上で歯
科保健指導を行うのが必要だということござい
まして、今回の歯科衛生士法の改正案におきま
しても、その趣旨が条文に盛り込まれておるわけ
だと考えております。

なお、一般の方々、健康な方々に対して歯科保
健指導を行う際にはどうかということございま
すが、そういう場合でも適宜やはり地元の歯科医
師さんでございまして、か学校歯科医師等とも十分
連携をとって、その指導の効果が十分上がるよう
に体制づくりを図ることが望ましいと考えておる
ところでございます。

所には歯科衛生士が置かれておるところでは、集団
歯科保健指導等につきましては歯科衛生士が担当
するということで、やはり業務は分担されること
になろうかと考えております。

それから、最後の歯科衛生士の養成年限の延長
の問題でございますけれども、修業年限につきま
しては五十八年に省令が改正されまして、従来の
高卒一年以上ということから高卒二年以上に改正
をされたわけでございます。この改正は猶予期間
がございまして、五年間の猶予期間を設けられて
おりまして、昭和六十三年四月以降猶予期間を経
過いたしましたので、すべての歯科衛生士の養成施設
においては高卒二年以上の教育が行われていると
いうのが実態でございます。

○川俣委員 仲村局長の説明でわかりました。
保険局長、もう一つだけ。こういう角度から伺
いたのですが、いわゆる診療報酬はどうなるの
だろうか。歯科医院に勤務する歯科衛生士が歯
科保健に関する指導を行った場合、診療報酬上ど
のような取り扱いとなるのだろうか。それから、
出張で衛生指導に行く、その場合には、その歯
科者の連携というか指示というか、そういうこ
とになるのか。その辺とのかみ合いで診療報酬
を聞きたいのでございます。

これだけで質問は終わるのですけれども、せ
かく大臣が見えたから、本当はこれ——それはわ
かっています。大臣には質問しないということだ
そうだが、本来なら委員長提案で決まった法律に
対する所見として何か言いたいのじゃないかな
と思うのでございますので、あえて質問しま
せん。じゃ、局長から。

○坂本（憲）政府委員 健康保険法におきまして
は、疾病または治療につきまして療養の給付を行
うということになっておるわけでございまして、
ただいまお尋ねのように、歯科保健に関する指導
というのが仮に疾病の予防のために行うものである
というところであった場合には、その保健指導は
療養の給付の対象にはならないということござ
います。しかしながら、保険医療機関である歯科

保健婦は御承知のように保健婦助産婦看護婦法で
「保健指導に従事することを業とする」というふ
うに決められておりまして、具体的に妊娠、出産、
育児に対する保健指導とか精神衛生に関する相談
指導あるいは寝たきり老人等に対します訪問指導
等を中心に行う幅広い保健指導を行っており
まして、歯科保健指導を行うことも条文上可能で
ございますが、先ほど申し上げましたように保健

二つは、現行の歯科衛生士法があるわけであ
るが、これによると、歯科衛生士は歯科疾患の診断
を行うことができるのかどうか。また、今国会で
委員長提案で改正されると、歯科保健指導業務が
追加されれば、歯科保健指導にあわせて歯科疾患
の診断や治療を行うことが認められることになる
のかどうか。一般の人方も非常に伺いたいところ
だと思ふので、あえて聞きます。

医療機関におきまして、歯科衛生士が例えば虫歯に罹患している患者等に対して主治医の指示に基づきまして療養上必要な指導等を行ったというような場合につきましては、従来から例えば歯科口腔衛生指導料といったような診療報酬の点数が設けられておるところでございます。それによつて診療報酬が支払われるということになるわけでございます。

また、歯科衛生士が出張等によつて患者に対する保健指導を行ったというケースの場合には、保険医療機関である歯科医療機関としての療養上必要な指導という形に現在の診療報酬上はならないということになりますので、その場合には診療報酬の支払い対象にならない、こういうことになるわけでございます。

○川俣委員 ありがとうございます。結構です。

○丹羽委員長 これより採決いたします。

お手元に配付いたしております草案を歯科衛生士法の一部を改正する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十一日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

歯科衛生士法の一部を改正する法律

歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「口くう」を「口腔」に、「左」を「次に」に改め、同項第一号中「歯ぐき」を「歯茎」に、「附着物」を「付着物」に改め、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第三条中「以下試験」を以下「試験」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「以下免許」を以下「免許」に改める。

第五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号中「外」を「ほかに」、「業務を含む」を「業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。第七条第三項及び第八条第二項において「業務」というに改める。

第六条中「都道府県に歯科衛生士籍」を「厚生省に歯科衛生士名簿」に改める。

第七条第一項中「歯科衛生士籍」を「歯科衛生士名簿」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「歯科衛生士籍に登録し」を削り、「以下免許証」を以下「免許証」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「第五条各号の一」を「第五条各号のいずれかに」、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「(歯科診療の補助の業務を含む)」を削り、同条第三項中「なおり」を「治り」に、「第七条第一項又は第二項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「当つて」を「当たつて」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「吏員を職員」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条の次に次の十七条を加える。

第八条の二 厚生大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のため適切なるものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第八条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法

律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第八条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第八条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第八条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第六条及び第七条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第六条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第七条第二項中「厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と、「歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「厚生大臣」と、「歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「指定登録機関は、歯科衛生士免許証明書を」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科衛生士の登録又は免許証若しくは歯科衛生士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換え交付若しくは再交付を受けようとする

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

者は実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

8 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 指定登録機関は、省令で定めるところにより、登録事務に關する事項で省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

8 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に對し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

8 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、省令で定めるところにより、指定登録機関に對し、報告をさせることができる。

8 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

8 厚生大臣は、指定登録機関が第八

条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八條の二第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第八條の三第二項、第八條の五第三項又は第八條の九の規定による命令に違反したとき。

三 第八條の四又は前條の規定に違反したとき。

四 第八條の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次條第一項の條件に違反したとき。

8 第八條の十四 第八條の二第一項、第八條の三第一項、第八條の四第一項、第八條の五第一項又は第八條の十二の規定による指定、認可又は許可には、條件を付し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の條件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 厚生大臣は、第八條の十三の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

8 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に對し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

8 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとす

る。

2 厚生大臣は、指定登録機関が第八條の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八條の十三第二項の規定により指定登録機関に對し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

8 厚生大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八條の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八條の十二の規定による許可をしたとき。

三 第八條の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前條第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第九條中「外」を「ほか」に、「歯科衛生士籍」を「歯科衛生士名簿」に、「免許証」を「免許証又は免許証明書」に、「書換交付」を「書換え交付」に、「並びに住所の届出」を「住所の届出、指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎ」に、「政令でこれを」を「省令で」に改める。

第十一條第二項及び第三項を削り、同條の次の一條を加える。

第十一條の二 厚生大臣は、厚生省に置く歯科衛生士試験委員(次項において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二條の二を削る。

第十二條の三中「試験に」を「厚生大臣は、試験に」に改め、同條後段を削り、同條に次の一項を加え、同條を第十二條の二とする。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとする事が出来る。

第十二條の二の次に次の七條を加える。

第十二條の三 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を國に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

第十二條の四 厚生大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十二條の五 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科衛生士試験委員(次項、次条及び第十二條の八において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第十二條の六 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二條の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十二條の二及び第十二條の三第一項の規定の適用については、第十二條の二第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同條第

二項中「前項」とあるのは「前項又は第十二条の七第一項」と、第十二条の三第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十二条の三第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十二条の八 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで並びに第八条の七から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第八条の二第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第十二条の四第二項」と、第八条の三及び第八条の七中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第八条の十三第二項第三号中又は前条」とあるのは、「前条又は第十二条の五」と、第八条の十四第一項及び第八条の十八第一号中「第八條の二第一項」とあるのは「第十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十二条の九 この法律に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項、歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の指定及びその取消しに関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、省令で定める。

第十三条の二 次の四の条を加える。

第十三条の三 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第十三条の四 歯科衛生士は、歯科保健指導の業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

第十三条の五 歯科衛生士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなった後において

も、同様とする。

第十三条の六 歯科衛生士でない者は、歯科衛生士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第十四条を削る。

第十五条中「第十三条」を「第八条の七第一項（第十二条の八において準用する場合を含む。）」又は「第十三条」に、「一万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 第八条の十三第二項（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条中六箇月以下の懲役又は五十万円を「三十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条の二第二項又は第十二条の六の規定に違反して、不正の採点をした者

第十六条第三号中「第十三条の二」を「第十三条の二から第十三条の四」に改め、同条に次の二号及び一項を加える。

四 第十三条の五の規定に違反した者

五 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第四号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 第十三条の六の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条の三 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の八（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八条の十（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第八条の十一第一項（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第八条の十二（第十二条の八において準用する場合を含む。）の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第十七条中「これを五千元」を「十万元」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（歯科衛生士免許等に関する暫定措置）

第二条 厚生大臣の告示する日までの間は、この法律による改正後の歯科衛生士法（以下「新法」という。）による歯科衛生士免許及び歯科衛生士の業務の停止については、新法第二条第一項、第三条、第七條第二項並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第六項中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第六條中「厚生省に歯科衛生士名簿」とあるのは「都道府県に歯科衛生士名簿」と、新法第七條第一項及び第九條中「歯科衛生士名簿」とあるのは「歯科衛生士名簿」とし、新法第八条の二から第八条の十八までの規定は適用しない。

（歯科衛生士試験に関する暫定措置）

第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法第三条及び第十二条の二（中）「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第十一条（中）「厚生大臣は、厚生省」とあるのは「都道府県知事は、都道府県」とし、新法第十二条の三から第十二条の八までの規定は適用しない。

（旧法の規定等により歯科衛生士免許を受けた者）

第四条 この法律による改正前の歯科衛生士法（以下「旧法」という。）第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者とみなす。

2 附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、附則第二条に規定する厚生大臣の告示する日（以下「告示日」という。）の翌日において、新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定等による歯科衛生士免許証）

第五条 旧法第七條第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証は、施行日において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第七條第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証とみなす。

2 附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第七條第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証は、告示日の翌日において、新法第七條第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証とみなす。

（旧法の規定等による歯科衛生士名簿等）

第六条 施行日において、旧法第六條の規定による歯科衛生士名簿は附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六條の規定による歯科衛生士名簿とみなし、旧法第六條の規定による歯科衛生士名簿への登録は附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六條の規定による歯科衛生士名簿への登録とみなす。

2 告示日の翌日において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六條の規定による歯科衛生士名簿は新法第六條の規定による歯科衛生士名簿とみなし、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六條の規定による歯

科衛生士名簿とみなす。

2 告示日の翌日において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六條の規定による歯

科衛生士名簿とみなす。

科衛生士籍への登録は新法第六条の規定による
歯科衛生士名簿への登録とみなす。

3 都道府県知事は、告示日の翌日において、前
項の歯科衛生士名簿を厚生大臣に引き継ぐもの
とする。

4 指定登録機関が歯科衛生士の登録の実施等に
関する事務を行う場合における前項の規定の適
用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登
録機関」とする。

(講習会)

第七条 歯科衛生士は、当分の間、厚生大臣の指
定する講習会を受けるように努めるものとし
る。

(名称制限に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に歯科衛生士又は
これに紛らわしい名称を使用している者につい
ては、新法第十三条の六の規定は、この法律の
施行後六月間は、適用しない。

(旧法等による処分及び手続)

第九条 この附則に特別の規定があるものを除く
ほか、旧法の規定によつてした処分、手続その
他の行為は、施行日において、附則第二条又は
第三条の規定により読み替えて適用する新法中
にこれに相当する規定があるときは、附則第二
条又は第三条の規定により読み替えて適用する
新法によつてしたものとみなす。

2 この附則に特別の規定があるものを除くほ
か、附則第二条又は第三条の規定により読み替
えて適用する新法によつてした処分、手続その
他の行為は、告示日の翌日又は附則第三条に規
定する厚生大臣の告示する日の翌日において、
新法中にこれに相当する規定があるときは、新
法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。
(登録免許税法の一部改正)
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

六の二) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による

一 歯科衛生士名簿に関する登録

イ 歯科衛生士法第七條第一項(登録)の歯科衛生士の登録
ロ 登録事項の変更の登録

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律の一部を改正する法律の一部改
正)
第十三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、き
ゆう師等に関する法律の一部を改正する法律
(昭和六十三年法律第七十一号)の一部を次の
ように改正する。

附則第一条中昭和六十五年四月一日を「平
成二年四月一日」に改める。
附則第十五条のうち登録免許税法別表第一第
二十三号(二)の次に次のように加える改正規定中
「別表第一第二十三号(六)」を「別表第一第二十三
号(六)(二)」に、「六(二)」を「六(三)」に改める。
(柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改
正)
第十四条 柔道整復師法の一部を改正する法律
(昭和六十三年法律七十二号)の一部を次の
ように改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平
成二年四月一日」に改める。
附則第三条中「第二章」を「第二章第一項及び
第二章」に改める。
附則第十四条のうち登録免許税法別表第一第
二十三号(六)(二)の次に次のように加える改正規
定中「別表第一第二十三号(六)(二)」を「別表第一
第二十三号(六)(三)」に、「六(三)」を「六(四)」に
改める。
(厚生省設置法の一部改正)
第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百
五十一号)の一部を次のように改正する。

十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号(六)の次に次のように加え
る。

登録件数	一件につき九千円
登録件数	一件につき千円

第六条第三十三号を次のように改める。
三十三 歯科衛生士の試験、免許及び登録を
行い、並びに免許を取り消し、及び業務の
停止を命ずること。
第六条第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三の二 歯科衛生士法(昭和二十三年法
律第二百四号)の規定に基づき、指定登録
機関及び指定試験機関を指定し、並びにこ
れらに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

歯科衛生士の資質の向上に資するため、歯科衛
生士の免許権者を厚生大臣とし、歯科衛生士の業
務に歯科衛生士の名称を用いて行う歯科保健指導
の業務を加える等の必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

社会労働委員会議録第三号中正誤

ベジ 段行 誤
セ 急速 正

同 第四号中正誤

ベジ 段行 誤
元 一 未 ビジョン 正
元 三 区分で ビジョンの
区分では

同 第五号中正誤

ベジ 段行 誤
二 三 九 弔意 弔意 正
二 三 三 決める 求める
ハ 二 未 速い 早い
ハ 二 未 ベット ベット
三 四 未 講ずる 講ずる、
三 二 元 いただ いただく

平成元年六月二十四日印刷

平成元年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W